平成２６年（フ）第３４４１号
大阪府八尾市久宝寺１丁目３番24号
債務者　下脇　良美
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４４４号
大阪市生野区田島４丁目５番18号
債務者　小林順こと　高　　順玉
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５１８号
大阪府枚方市高田２丁目26番38号
債務者　植田設備こと　植田　直司
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５３３号
大阪府八尾市桂町５丁目25番地の28
債務者　菊地里英子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７８８号
大阪府摂津市正雀本町１丁目３番５―101号
債務者　荒川　昭夫
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１００号
新潟県魚沼市古新田23番地11　佐藤正文方、住民票上の住所新潟県魚沼市小出島150番地れんれん処
債務者　新藤　裕二
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
新潟県長岡市宮内５丁目11番４号
債務者　金井　良導
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１１５号
新潟県十日町市新宮乙26番地３
債務者　村山　知美
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第４０２号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目６番地６　関マンション303、前住所埼玉県富士見市西みずほ台２丁目12番地10　パークヒルみずほ103
債務者　鈴木　達行
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４０３号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目６番地６　関マンション303、前住所埼玉県富士見市西みずほ台２丁目12番地10　パークヒルみずほ103
債務者　鈴木　洋子（旧姓大工）
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２８号
広島県庄原市上原町376番地５
債務者　吉川　　希
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第５６４号
東京都多摩市山王下１丁目16番地の８ウィステリア多摩センター108
債務者　山下　隆司
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２４５号
愛知県豊田市美和町３丁目３番地１　県営６―504号
債務者　三浦　りか
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月15日午後２時20分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３５００号
大阪市淀川区西中島５丁目８番21―801号、前住所大阪市淀川区木川東１丁目９番６号　木川東荘
債務者　寺村　　直
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６２９号
大阪市城東区今福東１丁目10番14―1033号
債務者　平田　健一
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６９号
栃木県佐野市富岡町63―13　ＡＮＤＯ―ＨＡＩＴＵ201号室、住民票上の住所栃木県佐野市犬伏上町1869番地21
債務者　北岡　義之（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部